

CLAIR REPORT

自治体による国際協力への支援 —欧州の現状—

(財) 自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 161 (March 27, 1998)

Council of Local Authorities
for International Relations



財団
法人
自治体国際化協会

〒102 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビルディング19階
TEL 03-3591-5483 FAX 03-3591-5346

目 次

はじめに	1
第1章 英国 の地方自治体の国際協力	3
1.1 労働党政権下の国際協力	3
1.2 1993年地方自治（海外援助）法	3
1.3 地方自治体国際事務所と自治体間国際協力	5
1.3.1 LGIB の主要活動	5
1.3.2 3D プログラム	10
1.4 イーストスタフォードシャーの国際協力	12
第2章 オランダにおける自治体国際協力への支援	15
2.1 オランダ外務省とその政策	15
2.2 オランダ自治体協会（VNG）とその活動	15
2.3 VNG の国際協力プログラム	19
2.3.1 オランダ自治体間開発協力プログラム（NICDP）	19
2.3.2 その他のプログラム	23
第3章 フランスの分権型協力への支援	28
3.1 外務省における分権型協力担当組織	28
3.2 外務省の分権型協力への助成プログラム	32
3.3 分権型協力への助成までの手続き	32
3.4 助成のクライティア	34
3.5 助成の実績	36
第4章 欧州連合の分権型協力支援	38
4.1 欧州連合の協力政策	38
4.1.1 協力実施体制	38
4.1.2 協力政策の枠組み	40
4.1.3 欧州連合と分権型協力	44
4.2 欧州連合の協力プログラム	45
4.2.1 アフリカ、カリブ及び太平洋諸国	45
4.2.2 地中海沿岸域外国	47
4.2.3 中東欧諸国及び体制移行国	49
4.2.4 南米諸国及びアジア諸国	52
4.2.5 欧州地域開発基金と欧州地域間協力	60
参考文献	64

はじめに

自治体の国際交流活動は、姉妹提携に基づく交流をはじめとして年々活発になってきているが、特に、ここ5～6年はこれまで培ってきた友好交流をベースにして具体的課題の解決に資する、より深い交流や国際協力活動へと広がりを見せてきている。特に、国際協力活動への取り組みは、近年着実に増加しており、1997年度予算では全体の自治体の単独事業としての国際交流事業費約1100億円のうち約80億円が国際協力事業費として計上されている。しかしながら、自治体の国際協力への取り組みの意欲は高まってきているにもかかわらず、昨今の地方財政の厳しい状況の中で、1995年度当たりから国際交流事業費全体の伸びはやや減少傾向となっており、その一部を占める国際協力経費についても頭打ちの傾向となっている。このため、全国知事会や国際協力に熱心な自治体からは、ODA（政府開発援助）予算の弾力化やODA予算に自治体枠を設定して自治体に対して包括的支援を行う制度の創設など国際協力を推進するまでの制度改善の要望が出されているところである。

こうした中、ODA自体についても、そのあり方の論議が活発になり、厳しい財政状況下でその効率性を一層図るべきことや「顔の見える援助」の達成の方策などについて、外務大臣の私的諮問機関である「21世紀に向けてのODA改革懇談会」が昨年4月以降検討を重ね、今年1月27日にその検討結果を提言として取りまとめたところである。この報告書の中では、住民生活に密着した地方自治体が、その人材と知恵を活かして国際協力の場で活躍することは、相手側のニーズにあたったきめの細かい援助の実施、国民の幅広い参加、地方自治体の活性化など様々な面でメリットがあるとの認識を示した上で、今後、政府は、地方自治体による国際協力を支援していく必要があるとしている。

このように、国際協力事業における政府と自治体との役割分担や連携の制度的なあり方について、今後その方向性を十分検討していく必要が高くなっているところである。そこで、地方自治体の国際協力に対する財政的支援の仕組みが存在している欧州を対象として、これら支援の仕組みを調査することとした。今回対象とした欧州における支援の仕組みは、欧州各国の政府レベルにおける支援システムに加え、欧州諸国の地方自治体の連合組織や欧州連合における支援システムについても調査対象として含めることとしたが、このことにより、近年の欧州連合の進行に伴うEUとその構成国の人々との間の新たな関係が現在どのように進展しているのか、また、欧州において地域レベルでの取り組みが果たす役割の高まりなどについても把握することが我が国自治体の参考となるものと考えたところである。

また、自治体の国際協力活動としては、住民サービスに係る分野のノウハウの移転を行うことが大変効果的な活動であるとされており、現に我が国自治体の多くで実施されている協力形態であるが、欧州における国際協力の事業内容がどのようなものかについても併せて調査することとした。欧州の事例と我が国の事例とを比較することにより、効果的に国際協力をしていくにはどのような工夫が必要か、また、よりよい国際協力のあり方に

についての様々な示唆を得ることができると考えたものである。

今回の調査は、以上のような目的意識の下に、イギリス、フランス、オランダ、ＥＵにおける援助機関の自治体国際協力に対する基本的考え方、方針及び支援の内容、更には、全国レベルの自治体協会の国際協力に対する基本的考え方及びその役割を明らかにするとともに、これらとの関連で欧州の自治体の国際協力事例についての調査を行うために実施した。まず、イギリスにおいては、昨年5月に成立した労働党政権が積極的に進めようとしている国際協力が同政権が表明している地方重視の考え方の下でどのような方向を目指すものであるのかということ及びイギリスの自治体により設立された組織で自治体の国際協力の促進にも大きな役割を果たしていると言われているイギリス地方自治体国際事務所（L G I B）の活動内容について調査するとともに、国際協力の一事例としてイーストストラフォードシャーを実地調査した。次いで、オランダにおいては、自治体協会としては世界最大といわれているオランダ地方自治体協会（V N G）が外務省から一括して自治体国際協力に係る予算の交付を受けて実施しているオランダ自治体間開発協力プログラム（N I D C P）について調査するとともに、このプログラムの資金の提供元である外務省の考え方を調査した。フランスにおいては、近年徐々に地方分権が促進されている中で1986年から開始されている分権型国際協力の考え方とその実態について調査した。最後に、欧州連合については、欧州連合における自治体国際協力についての基本的考え方及びその実施体制について幅広く調査した。なお、地方自治体関係の国際組織として、欧州地域地方自治体協議会（C E M R）、欧州地域会議（A E R）、世界地方自治体連合（I U L A）及び世界都市連合（U T D A）を対象として、自治体国際協力との関わり及び欧州における地域連携の手法等についての調査も行ったが、これら自治体の共同組織としての活動内容は、自治体国際化協会にとって参考となる点が多くあると考えられるが、自治体の国際協力の仕組みについての調査というテーマとはやや異なるため、その詳細な内容については今回の報告書からは除いている。

調査方法としては、欧州において実地調査を行うとともに、実地調査で得られた情報を基にして実施調査後に国内においてインターネットやその他の諸資料による捕捉調査を行った。調査の実施に当たっては、諸外国の地方自治等の調査、研究を担当している調査部と自治体国際協力を担当している交流協力部が、事前に海外における調査対象の選定や調査方法について十分検討を加えた上で、両部の共同事業として実施した。

全国の自治体関係者及び国際協力施策関係者にとって、自治体国際協力の制度的改善や実施面での充実を今後検討していく上での参考資料としていくらかでも役立てば幸いである。

第1章 英国的地方自治体の国際協力

1.1 労働党政権下の国際協力

これまで Foreign and Commonwealth Office に属していた海外開発庁（Overseas Development Administration, ODA）は、1997年5月、労働党政権成立後に改称され、国際開発省（Department for International Development, DfID）となった。ODA の大臣は閣外大臣の扱いであったが、DfID の大臣は閣内大臣となった。このように組織自体が格上げされており、労働党政権の国際開発協力への意欲が感じられる。

DfID は、国際的な開発援助活動における全ての事柄に関して責任を負う官庁である。その最も重要な目的は、貧しい人々の生活水準の継続的向上を可能とし、貧しい国々における貧困の撲滅に貢献することである。具体的な目的としては、1) 持続可能な生活を推進する政策および活動、2) 貧しい人々のための教育・保健・機会の拡大および促進、3) 自然環境および人間環境の保護および整備強化を取り上げている。

また、DfID は、英国による開発援助計画の運営を行うだけでなく、英国と諸外国が各自で行っている持続可能な開発を支援するための政策の間の整合性を一層促進していくための活動も行っている。さらに、被災者に対する援助の提供、地球的な環境問題への取り組みも行っている。

この目的を、開発途上国政府との開発提携関係の構築、国際機関（例えば EU、世界銀行、国連等）、私企業、英国および海外のボランティア機関、調査研究機関等との緊密な作業、多国間開発機関との協同および提言、英国の他の省庁との協同による貧しい国々に関する継続的政策の推進、所有する知識および資源の有効活用を通じて実現していくとしている。

援助予算規模は、1996年度において、23億ポンド超である（旧ODAの数値）。

DfID は 1997 年 11 月に「世界的貧困の撲滅：21世紀への挑戦」(Eliminating World Poverty: A Challenge for the 21st Century) と題した白書を発表した。これは、この種の白書としては 22 年ぶりのものであり、この面からも労働党政権の海外協力への意欲の強さがうかがえる。この白書の作成過程においては、地方自治体の団体等は地方自治体間の国際協力についての意見書を提出していて、地方自治体間の国際協力についての新しい施策が打ち出されるとの期待があったが、白書では、国際協力のパートナーとして地方自治体やNGOに言及するにとどまった。

1.2 1993年地方自治(海外援助)法

英国の地方自治体は、原則として法律により個別に授権された事務のみを処理でき、権限以外の行為は違法となる。

英国の地方自治体による開発途上国援助は、1972年地方自治法に明確に規定されておら

ず、非合法とまではいかなくとも、公的に認められた活動とはいえないものであった。しかし、1993年に「英国内における地方自治体が技術と経験を有する事柄に関し、連合王国外において何らかの地方政府業務執行に従事する機関に対して助言および援助の提供を行うことを可能ならしめることを目的とする法」として、1993年地方自治（海外援助）法が制定され、地方自治体による開発援助活動が法的に認められることとなった。

しかし同時に、この法律は、国務大臣の同意のある場合および国務大臣が与えた「一般的認可」に従うものである場合を除き、地方自治体は海外の団体に対して助言および援助を与えてはならない、ということも明記している。また、国務大臣は、「一般的認可」を与える前には、地方自治体の代弁者であると国務大臣がみなす者と、自身が適切と判断する範囲で協議しなければならないこととされている。同時に、国務大臣による同意および「一般的認可」には、国務大臣が適切と考える条件を付すことができるとされている。

また、助成金・融資、保証、株式および債権取得による投資などの財政的援助の提供は、いかなる場合においても禁止されている。

さらに、国務大臣は、この法に基づいて行使する権限についての指針を地方自治体に対して与えることができるとされる。

この法律の対象には、郡、区、バラ等の行政機関のほか、消防、警察、廃棄物処理等の公団、組合等も含まれる。

援助は、海外の受益者に対して直接提供しなければならず、英国を本拠とするコンサルタントや代理人を経由して行なうことになっている。ただし、海外の受益者に対してサービスを提供しているコンサルタントと共同作業を行うかどうかについては、当該地方自治体の判断に任されている。

国務大臣が与えた「一般的認可」においては、下記の条件のいずれかを満たすことが必要とされている。

- 1) 欧州共同体・英国政府・英国政府加盟の多国間機関のいずれかが資金の全部ないし一部を負担する事業
- 2) 援助提供の費用総額（職員の人事費は除く。）が自治体の人口に応じた一定の額以内（～25,000人は£20,000、25,001～100,000人は£40,000、100,001～250,000人は£60,000、250,001～400,000人は£80,000、400,000人超は£100,000）であること
- 3) 援助の提供が、海外の団体との文化、教育またはその他のつながり（通常、姉妹都市）から派生したものであり、援助提供に要する單一会計年度における支出が、当該自治体がそうしたつながりを維持するのに要した前年度支出の2倍を超えないこと、また前年度にこうした支出がなかった場合には、現行年度において予定している支出額の2倍を超えないこと（ただし、援助に関連する金額は除く）。

特定の事業に対する許可を求める際には、当該事業の性質と費用に関する詳細、受益者団体およびその他関連団体との話し合いの経過、「一般的認可」において想定されていなかつた方法または範囲で援助を提供するのが適切であると信じる理由について述べなけれ

ばならない。

この法律が施行された当初、援助総額は人口に応じた一定の額を超えてはならないこととされていたが、後に出された「一般的認可」により、援助に関連したサービス提供により対価を得た場合、その分の収入を人口に応じた額を超えた新規の援助に充てても構わないこととされた。

国務大臣が新たな指針を示すにあたっては、地方自治体協会に協議することとされている。

なお、この法律における国務大臣は、環境大臣（現在は、環境・運輸・地域大臣）である。英国の地方自治体行政は当時の環境省、後に1997年6月16日に環境省と運輸省が合併してできた環境・運輸・地域省（Department of the Environment, Transport and the Regions）の管轄となっているためである。

1.3 地方自治体国際事務所と自治体間国際協力

地方自治体国際事務所（Local Government International Bureau, LGIB）は、欧州および国際的な事柄について、英国の地方自治体協会のために連絡調整の役割を担う機関として1988年に設立された。

1996/97年度において、英国の地方自治体協会の構造および役割に関する大きな変更が行われた。イングランドとウェールズにおいて、3協会の合併により新たに地方自治体協会（Local Government Association, LGA）が設立された。LGIBはこのような変化に対応して、LGAの欧州および国際部門として効果的に活動できるよう準備を進めている。また、スコットランド地方自治体協議会（Convention of Scottish Local Authorities）が地方自治体の再組織化を受け、1997年1月1日をもってLGIBより脱退し、英国全体としてまとまった意見が必要とされる事項については協力して活動を行いながらも、欧州および国際的事項における独自の活動能力増大を目指していくことを決定した。

LGIBのスタッフ数は26名（1997年9月現在）である。LGIBは、EU関係の業務を主体として活動しており、国際協力を主目的とした機関ではないが、EUに対する英国の地方自治体の発言力を増すための活動を行っているうちに、欧州を超えた広範囲の地域を視野に入れた活動を行うようになった。

LGIBの主な活動は以下のとおりである。

1.3.1 LGIBの主要活動

(1) 影響力の行使(ロビー活動)

欧州における政策形成状況のうち、地方自治体にとって重要な事項について監視すること。また、地方自治体協会の意見を欧州における政策形成過程に効果的に反映させること。LGIBブリュッセル事務所は、欧州委員会（European Commission）の提言（例えばゴミ処理、交通に関する試案書、地域政策、機会平等、欧州社会基金）に対するロビー活動

の拠点の役割を果たしてきた。

EU政府間会議

1996 年度のロビー活動のうち最も重要なものは、ブリュッセルに高官が集まって行われた政府間会議である。英国および欧州の地方自治体協会の協力による地方自治体のロビー活動は、ドイツ代表の作成になる修正案となって結実した。それは、地方自治の権利を条約に記載することを要求したものと、補助金についての原則を適用する際に中央政府より下位レベルにある政府を認めることの要求についてであった。

また、条約の認識する基本的権利に人種平等を含ませることと、EU の地方および地域レベルの政府を代表する「地域委員会」に独立した事務局を与えることにより、その役割を強化することの提案に対しては、EU 全域からの支持を受けた。

欧州構造基金

欧州構造・統合基金 (European Structural and Cohesion Funds) の有効性に関する英國上院での質疑において、地方自治体協会との協力関係を活用して、地方自治体の意見を述べた。1997 年 3 月に発行された上院報告書は、地方レベルの提携が資源を最も効率的に活用することができること、基金を簡素化すべきこと、地方の関与を増大させることといった地方自治体の意見を認めた。

英国および北欧の需要が継続的に認識されるよう、構造基金の 1999 年以降の姿に関する議論に、意見を反映させるための準備を 1996 年度に行った。L G I B と L G A のワーキング・グループは、そのロビー活動における立脚点について検討を行っている。

地方自治欧州憲章

地方自治欧州憲章 (European Charter of Local Self Government) への調印を長期間、英國政府に働きかけてきた。1997 年に新たに発足した労働党政権が地方自治の原則を保証することを表明し、同年 6 月 3 日に憲章に調印することで、この運動は成功裏に終わった。

L G I B 会長は、欧州評議会 (Council of Europe) の憲章実施状況を監視するワーキング・グループに参加している。これは、憲章が英國の地方自治体を利するよう、英國政府による調印後の状況を追跡する絶好の機会となっている。

欧州情報

L G I B の広報紙である European Information Service を通じて、読者に欧州における政策・法律・資金についての最新情報を提供している。具体的には、地域間協力、機会均等、若いボランティア活動者用資金についての事前周知、また、政府間会議の内容、反人種主義欧州年、ごみ埋め立て新要領の草案、イングランドにおける構造基金運営の政府による再評価の詳細についての広範囲にわたる報道などである。また広報紙の付録として、EU 諸国、中・東欧諸国、その他国際的な姉妹提携についての情報提供も行っている。

European Information Service の地方自治体における購読率は非常に高く、区またはそ

れ以上のレベルでは、70%を超える自治体が1部またはそれ以上を購読している。さらには、ボランティア機関、大学、他のEU加盟国内における自治体といった新規の購読者を増やし始めている。

Members International

これは、2ヶ月毎に発行される情報紙であり、イングランド、ウェールズ、北アイルランドの地方自治体に配布されている。欧洲および国際的な舞台での地方自治体による活動の最新情報を自治体の議員および政府高官に伝えることを目的としている。これはさらに、英国代表が参加する各種国際的機関についての情報提供も行っている。

各種セミナー

1996/97年度におけるセミナーでは、英国やドイツ、ポーランドで開催された各種行事に600人を超える代表者が参加した。ブリストル大学政策研究学部との共催により、欧洲に焦点をあてたセミナーが開催された。このセミナーは、「EUにおける機会均等政策の発展」および「変貌する欧洲、変貌する地方自治体」をテーマに、欧洲議会、欧洲委員会、英国を拠点とする機関などから講演者を招いて行われた。

国際地方自治体連合 (International Union of Local Authorities, I U L A) が主催した、「姉妹都市提携と若い人々」、「日本との提携」などの自治体による国際交流に関するセミナーでは、EUとより広範な世界における姉妹都市および提携づくりの戦略に関する情報提供を参加者に対して行った。このほかにも、ドイツやポーランドで行われた会議を共催し、これらの国における提携づくりを推進した。

欧洲社会基金 (European Social Fund)

欧洲社会基金の地域運営を要求するロビー活動に成功した後、下記の事項を達成した。

- 1) 監視委員会への議員受け入れ、
- 2) プログラム構造の簡素化、
- 3) 訓練生に多様な活動機会を提供する総合的事業の推進、
- 4) 地域事務局規定の順守、および権限を委譲された地域委員会の設立。後者は地域開発計画を策定し、プロジェクトの選択結果について公表する。

(2) 代表権

地域委員会 (Committee of the Regions)

会議や行事への英国の参加が効果的なものとなるよう、地域委員会の議員に対する支援を行っている。反人種主義欧洲年、外国人蔑視、反ユダヤ主義から、経済・通貨統合といった範囲の60を超える課題に対する政策と意見について全体説明会を行ってきた。この他の支援としては、地域委員会の英國会員に対する、L G I B ブリュッセル事務所による現地での支援が挙げられる。

また、総会開催前に英国の地方自治体の代表者による打ち合わせ等の企画を行ってきた。

さらに、欧州統合会議（European Cohesion Forum）、地域・都市サミット（Summit for Regions and Cities）への英国地方自治体の参加を促してきた。

欧州地方・地域自治体議会（Congress on Local and Regional Authorities in Europe）

欧州評議会（Council of Europe）の地方・地域部門である欧州地方・地域自治体議会（C L R A E）において、英國の代表が事務局員に選ばれ、また英國代表は議会における 15 のワーキング・グループに参加している。C L R A E の英國会員は、アルバニア、アルメニア、ボスニア・ヘルツェゴビナで行われた選挙の監視において顕著な役割を果たした。また、例えば南北ワーキング・グループといったところで、L G I B は英國代表への支援を行い、会議の代表権を確保し、適宜説明会を行っている。

さらに L G I B は、旧ユーゴスラビア内の町における経済的復興を助けることを目的とする「地方民主主義大使館」の設置運動に参加した会員への支援を行った。また、犯罪や都市の危険といった主題に関する C L R A E 会議の推進、若い人の公的活動への参加の推進等を行った。

欧州地域地方自治体協議会（Council of European Municipalities and Regions）

欧州地域地方自治体協議会（C E M R）の英國支部として、歐州全土の地方政府を代表するこの組織の刷新に指導的な役割を果たしてきた。その主要な政治組織体である政治委員会及び執行事務局、そして事務局長会議は、現在、より効率的に運営されており、C E M R に明確な方向性を与えている。

C E M R は、例えば環境や交通といったワーキング・グループを通じて、地方政府の EU への有効な対話窓口を提供している。

「地方・地域自治体の女性議員による C E M R 委員会」に英國代表を当選させるのに L G I B が成功した後、この委員会は特に活発に動いており、「ヨーロッパ女性情報ネットワーク（European Women's Information Network）」を立ち上げている。また L G I B が貢献を行っている英國女性ワーキング・グループは、C E M R 委員会に参加しており、英國及び世界の機会均等問題について検討している。

国際連合（United Nations）

1996 年 6 月に行われた Habitat II 会議において、地方政府が交渉当事者に含まれるようにすることに L G I B は成功した。

1996 年 4 月に行われた 4 回目の持続可能な開発委員会にも地方政府は参加した。その場において英國の地方政府代表は、多様な部門にまたがる問題、例えば貧困、技術移転、持続可能な消費行動などの事項について議論した。

国際地方自治体連合（International Union of Local Authorities）

国際地方自治体連合（I U L A）の英國支部として、L G I B は地方統治問題に関して、より戦略的かつ活動的な手法を創造する過程を前進させるのに積極的な役割を果たした。

I U L Aは、人間居住地管理の実地運営を担当している国連開発計画と正式議定書を交わすことにより、国連との関係を前進させている。その間、I U L A自身が主導した開発計画には、アフリカ南部における電子通信ネットワークの創設が含まれる。

さらにI U L Aは、国連との交渉において国際的な地方政府機関がまとまった意見を表出するのを可能とする新たな調整活動を行う機構創設を促進した。それが、Habitat II会議を主導した4つの世界的な協会と6つの主要地域機関とから構成されたW A C L A C (World Association of Cities and Local Authorities Coordination) である。国連体系内において地方政府の影響力を増大させる能力のある適切かつ国際的な地方団体協会であれば、どこでもW A C L A Cに参加することができる。

英連邦地方政府フォーラム (Commonwealth Local Government Forum)

L G I Bは、英連邦地方政府フォーラム (C L G F) を積極的に支援してきた。C L G Fはその会員数と、事業の規模を伸ばしてきている。事業には経験の交換及び地方政府の能力増強目標が含まれる。

(3) 欧州および国際的なつながり

L G I Bは、英国の地方自治体と、欧州及び海外の自治体との間のつながりを奨励し、発展させてきた。1996／97年度だけで新たに57のつながりをつくるのに成功した。この活動においてL G I Bが最近注目しているのが中国であり、欧州委員会にE U・中国間地方自治体提携計画 (EU-China Local Authority Linking Scheme) の創設提案を行わせるロビー活動に成功した。E U予算に関するロビー活動は一定の成果をもたらし、欧州の地方政府が、これまで認められていなかった分権型協力のための資金を求めることができるようになった。

L G I Bは、ボツワナ、マラウイ、ウガンダにおいて、現地の相手とともに、E U資金による東部及び南部アフリカの事業運営を継続している。これは、Local Government Management Board (L G M B) 及びC L G Fの協力のもとに行われた。この事業は、各国において、効果的な地方団体協会の設立と英国とアフリカの自治体間の技術的協力提携の形成を支援した。

1996／97年度においては、英國政府のKnow How Fund Technical Links Schemeへの応募数の増大をみた。これは、中・東欧において民主主義を推進し、地方自治体の役割を発展させることを目的としたものである。L G I Bはこの計画における運営代理人の役割を担っており、英国の地方自治体とルーマニア、グルジア、ロシアを含む中・東欧の自治体が関与する20の事業に対し、33万ポンド以上の資金が使われた。この計画は、現在、カザフスタンと旧ユーゴスラビア共和国のマケドニアにまで範囲が広がっている。

1.3.2 3Dプログラム

(1) 3Dプログラムの目的

アフリカ東南部全体で、地域共同体における分権化、民主化、持続可能な開発 (Decentralisation, Democratisation, sustainable Development) を推進するための作業が進行中である。3D地方自治体地域プログラムは、40以上の都市および地方自治体と、東部および南部アフリカと欧州における8つの国別・地域別地方自治体協会の力を動員している。その目的は以下のとおりである。

- ・民主的な地方統治の強化
- ・都市運営における効率性の増大
- ・地方共同体における生活の質の向上
- ・地方自治体を支援する地域および国の協会の能力増強

(2) 枠組みと手法

このプログラムは、欧州委員会の分権型協力予算から補助金を受けており、IULAが推進する「地方による国際協力」の広い枠組みの中で運営されている。このプログラムの手法は、地方共同体や地方自治体、そしてこれらを支援する国別協会間の制度的つながりと同胞集団的提携を中心に展開されている。

このプログラムは、IULAと関係のある団体により運営されている特定の国におけるプロジェクト活動を援護している。

地域における3Dプログラムの調整は、ロンドンを拠点とするLGMBおよびLGBと、IULAアフリカ事務局 (IULA-AAS) とが共同で責任を負っている。国毎に運営主体は以下のとおりとなっている。

- ・The Local Government Management Board (LGMB) : ボツワナ、ウガンダ
- ・The Commonwealth Local Government Forum (CLGF) : マラウイ
- ・The Netherlands Association of Municipalities (VNG) : ナミビア

国際環境自治体協議会 (The International Council for Local Environmental Initiatives, ICLEI) が、欧州委員会により資金の一部が賄われている関連プログラムを運営している。このプログラムは、アフリカにおけるローカル・アジェンダ21ネットワークの発展に焦点をあてたものである。

3Dプログラム活動の内容は以下のものを含んでいる。

- ・国内での訓練プログラム
- ・実務家ベースの技術的、運営的援助
- ・欧州での視察および実務体験
- ・基本サービスと生活の質を改善するための地方共同体におけるプロジェクト

(3) 国別のプログラム活動

ボツワナ・パートナーシップ・プログラム（1996-1998）

国レベルでの主要な提携相手はボツワナ地方自治体協会（Botswana Association of Local Authorities, BALA）である。英国の3地方自治体、イースト・ケンブリッジシャー（East Cambridgeshire）、サウス・ソマセット（South Somerset）、トリッジ・ディストリクト（Torridge Districts）がボツワナ北西地区および中部地区そして首都ハベローネ（Gaberone）と共同作業を行っている。スウェーデンの2地方自治体と、ボツワナ側の相手との提携は現在交渉中である。

英国地方自治体協会（Local Government Association, LGA）とBALAの提携は、スウェーデンの援助提供を受けながら、事務局とBALAの訓練能力の拡大に注力している。LGMBは、教育および訓練機関と提携し、英国の良好事例に接する機会を提供している。

マラウイ・パートナーシップ・プログラム（1996-1998）

リロングウェ（Lilongwe）とクローリー（Crawley）、ムヅヅ（Mzuzu）とコーピー（Corby）、ブランタイア（Blantyre）とイースト・スタッフォードシャー（East Staffordshire）との間で既に存在していた技術的協力提携がさらなる発展をみた。

ゾンバ（Zomba）とサウス・スタッフォードシャー（South Staffordshire）、サリマ（Salima）とライゲート・アンド・バンステッド（Reigate & Banstead）との間の提携が新たに結ばれた。

提携活動の焦点は、地域サービス提供と技術的交流プログラムの改善に置かれている。地域プロジェクトも計画されており、地方議員のための手引書草案も整えられている。

地方選挙が遅れたことにより、新選議員を対象とした訓練を含める予定であった当初の計画に影響が出た。

ウガンダ・パートナーシップ・プログラム（1996-1998）

ウガンダにおける国レベルでの提携相手はウガンダ都市当局協会（Urban Authorities Association of Uganda, UAAU）である。LGMBの支援により、UAAU事務局が強化され、その研修能力が開発され、定期的なニュースレターと研修教材の制作に対する援助が提供された。

デンマークの地方自治体と英国地方自治体のいくつかとその地域共同体が、提携相手であるウガンダの都市当局や区と、地域共同体を基盤とするプロジェクト、ローカル・アジエンダ21活動の促進、技術的サービスの改善、といった作業を共同で行っている。

エンテベ（Entebbe）とドーセット（Dorset）、グル（Gulu）とランカシャー（Lancashire）、ムバレ（Mbale）とケンジントン・アンド・チェルシー（Kensington & Chelsea）、イガンガ（Iganga）とダヴェントリー（Daventry）、カンパラ（Kampala）とカークリース（Kirklees）、フォート・ポータル（Fort Portal）とホイエ・タアストルップ（Høje-Taastrup）といった所がこの提携に含まれている。

ウガンダの協議会の上部協会（ULAA）との接触は、デンマーク地方自治体協会

(National Association of Local Authorities of Denmark) とデンマーク国際開発援助 (Danish International Development Assistance, DANIDA) を通じて維持している。

3Dプログラム後援による、ウガンダにおけるEU資金での制度的提携活動は、他の資金拠出団体から多大なる関心を集めた。このため、都市運営、都市周辺部、地域経済発展、環境管理に関するいくつかの追加的な補完プロジェクトが、現在議論の最中にあるか、計画および実施の初期段階にある。

ナミビア・パートナーシップ・プログラム（1997-1999）

ナミビア地方自治体協会 (Association of Local Authorities of Namibia, ALAN) とオランダ地方自治体の国際プロジェクト部 (International Projects Unit of the Netherlands Association of Local Authorities, IPU/VNG) との提携合意は、国および地方レベルにおけるプロジェクト活動の枠組みを与えており、ナミビアの地方自治体に対する助言および支援を行うALANの能力増強といった形で援助が行われている。

地方レベルでは、提携関係と共同プロジェクト活動が、オランダとナミビアの地方自治体3組の間で進展中である。

(4) 3Dプログラム地域協力

IULAアフリカ支部 (IULA-A S) 副会長であり、ザンビア地方自治体協会会长でもあるマックス・ウングアンドウェ (Max Ng'andwe) 大佐が議長を務める地域運営委員会は、3D地方政府プログラムの全体的一貫性の確保と地域的要素の監督に対し責任を負っている。これには、下記の事項が含まれる。

- ・ IULA-A Sのプロジェクトおよび財政的監督能力の強化
- ・ プロジェクトおよび各国間での経験交換の促進
- ・ 良好的な事例を推進するための情報、ビデオ、その他資料の制作

ウガンダでの経験に関するビデオは既に作成されている。Web site と CD-ROMは現在準備中である。地方自治体およびその協会による情報技術の利用に焦点をあてたワークショップが、IULA-A Sの後援、南アフリカ地方政府協会主催により、アフリカの地方政府に関する主要な地域会議の枠組みの中で1997年10月に計画されている。

1.4 イーストスタッフォードシャーの国際協力

以下は、イーストスタッフォードシャー (Borough of East Staffordshire) のソーンダース市長 (F. William Saunders, Chief Executive) へのインタビューの内容を記載したものである。

イーストスタッフォードシャーは積極的に国際協力活動を行っているが、その主な理由として以下の3点を挙げている。

1) 哲学的な要請として：

富める国はそうでない国を助けなければならないといった本源的な誘因による。

2) 職員の訓練として：

相手国の地方自治体職員を招いて、実務研修を積んでもらうだけでなく、イーストスタフォードシャー職員を相手国の地方自治体に派遣する。派遣された職員は、相手先に様々な知識・経験を伝達するだけでなく、自国とは異なる環境下、それも通常は英国内におけるより劣悪な条件のもとで、様々な事象に1人で対処する必要に迫られることとなる。判断力、処理能力の鍛錬のため、貴重な実務経験を積むことができる。いわば、地方自治体職員の双方向の交流であり、双方にとって利点のあるものである。

3) 人々に広い視野をもたせるため：

地域共同体ぐるみで国際協力活動を行うことにより、地元地域の外側に広がる世界について認識させ、「世界」という観点から物事を考える契機を与える。

国際協力に充てる資金源としては、英国政府、EU、自前の予算(現在のところ年間15,000ポンド)の3つとおりある。ただし、英国政府とEUの資金は、例えば現地の地方自治体職員の訓練といった、知識移転を目的とした活動に対して使用しなければならない。現在、マラウイとブルガリアにおいて、現地の議員達に対して多数政党制下における政治活動の方法について指導を行っている。

EUへの資金要求は、Commonwealth Local Government Forum（英連邦内の全地方自治体が所属する）やLGBが行うが、事業そのものを実施するのはあくまでも自治体である。その資金要求は定められた様式に従って行われなければならない。ただし、EUは要求額を100%許可することはない。例えば、国際協力事業における職員の人物費は自治体が負担するといったマッチ・ファンディングを行うことが期待されている。

国際協力活動専従の職員は現在1名のみであり、事業によって市長以下の職員が業務を分け合うなど、協力しながら活動している。事業の内容については、援助先と協議のうえ決定する。事業の実施においては、NGOとの協力関係はほとんどなく、むしろ現地の学校や病院と協力して活動を行っている場合の方が多い。また、マラウイに送られた教科書、医薬品、救急車などは市民の拠出金で賄われていることからも、地方自治体職員のみが国際協力活動を行っているわけではないことが窺える。

イーストスタフォードシャーは、フランス、ドイツ、ブルガリア、マラウイ等における全ての国際協力活動に関して、英国政府とEUから過去7年間で合計300,000ポンドの資金を受けた実績を持っている。

地方自治体による国際協力活動は、必ずしも各方面の理解を得ているわけではなく、いくつかの難点に直面している。全地方自治体に共通していえることでは、近年いくつかの地方自治体において資金の乱用があったこともあり、地方自治体が国際協力を効率的に実行する能力を保持していることについて、政府を説得することがここ数年難しくなっていることである。また、イーストスタフォードシャーにとっては、地元の新聞が難点である。国際協力活動は納税者に費用を負担させて自治体関係者が海外で休暇を楽しむための名目でしかない、との批判を行っていることである。この見方が市民全般に広がってし

まうと、国際協力活動に対する理解を得ることが難しくなってしまうからである。

イーストスタッフオードシャー自身は国際協力活動を行ったことによる成果として、派遣した職員にとっては貴重な経験をする等よい訓練となったこと、職員や地元市民の視野が広がったことを挙げており、当初の目的が達成されていると評価している。こうした成果が認められるにつれ、地元議会における懐疑的な声もなくなってきており、対議会という面では国際協力活動は容易になってきているようである。

今後の活動における希望としては、マラウイに奨学金を設立すること、南アフリカや日本と協力関係を築くこと等を挙げている。

第2章 オランダにおける自治体国際協力への支援

2.1 オランダ外務省とその政策

オランダ外務省には外務大臣と開発協力大臣の2大臣が置かれている。外務大臣はEU等非開発途上国、開発協力大臣は開発途上国を所管している。開発協力大臣は無任所大臣である。開発協力に係る事務は国際協力局が担当している。

外務省の開発協力関係の予算は総額で約30億米ドルであり、50ヶ国を対象に協力を実行している。外務省の予算には自治体による協力への支援という特定の項目はないが、外務省はオランダの自治体と開発途上国の自治体の間の協力を支援するプログラムに対して資金提供を行っている。外務省はすべての事業を直接監督することはできないので、これらのプログラムは外部の団体により実施されている。

オランダ自治体協会（VNG）が実施する会員自治体と開発途上国の自治関係組織との間の技術協力のプログラムに対しては、150万米ドルの資金提供を行っている。VNGは、会員自治体による開発途上国自治体への技術援助やそれらの自治体の職員のオランダでの研修等に対して助成を行っている。VNGに資金提供した150万ドルについての評価やコントロールは、事後報告により行われている。プログラムの結果が良好であれば、外務省は資金の増額を検討することである。

VNGのプログラムとは別に、外務省はオランダの自治体の開発途上国の自治体への小規模な協力に対しての助成プログラムに対して500万米ドルの資金提供を行っている。「自治体イニシアチブプログラム（KAP）」と呼ばれるこのプログラムは、ロッテルダムにあるNCDO（National Commission for making people more conscious of development assistance）が実施主体となっている。このプログラムによる助成は、協力に要する経費の50%以内、最大でも1件あたり2～3千米ドル程度の小規模なものである。

また、外務省は、イスタンブルで開催されたHABITAT IIにおいて国際地方自治体連合（IULA）が提案した地方分権について各国の経験交換に関するプログラムに対して、1997年からの3～4年間で400万米ドルを提供の予定である。さらに、HABITAT IIの成果として設置することとなったHABITAT プラットフォームに対しては、オランダの貢献として、住宅・環境省と外務省がそれぞれ50%づつ、総額100万米ドル資金提供した。同プラットフォームはVNGに置かれている。

2.2 オランダ自治体協会(VNG)とその活動

オランダ自治体協会（VNG）は、1912年に設立された独立した自治体組織である。オランダのすべての自治体が会員となっており、オランダの自治体を代表し、政府や議会との協議役を務めている。協会の職員数は約500名で、情報交換、経済開発、法制、公共財務管理、予算・会計、一般管理、行政管理組織、公衆衛生・社会福祉、教育、文化政策、

スポーツ・娯楽、人事、企画、住宅・公共輸送、環境政策、自治体国際協力の分野を担当している。事業予算は6,000万ギルダーである。

(1) VNG の業務

VNGは大変幅広い業務を扱っており、事業の実施に当たっての自治体からの専門的相談に応じている。毎年、自治体からは1万件の相談が寄せられている。特定のテーマについての情報が全国的に必要になった場合には、自治体の管理職・職員を対象とした地域情報會議を開催している。また、オランダの4箇所の自治体職員研修所の運営の調整を行っている。VNGには、大規模な図書室があり、自治体やVNG職員用の利用に供している。

情報提供

VNGの業務の一つに自治体への情報提供がある。情報提供は、主に週刊の機関誌である「Ng - magazine」やニュースレターを通じて行っている。また、様々なテーマを取り上げた刊行物も発行している。

特に有用なサービスとして、モデル条例の提供がある。各都市がこれを採用すれば、多くの時間の節約になるし、同時に地方政策の統一性が高まる。

知識・経験の交換

毎年、様々な政策テーマで会議を開催し、自治体関係者間に意見交換の場を提供している。自治体業務の特定の側面に焦点をあてるVNGの年次総会は、自治体関係者にとって最も重要な会議の一つとなっている。

オランダ国内の関係機関との連携

VNGは、自治体を対象とした次のような国内の様々な関係機関と密接に連携している。

- ・VB グループ／監査事務所
- ・ODRP／自治体及び人事管理の指導機関
- ・DHV／コンサルタント
- ・LOB／オランダの自治体職員の国立研修所
- ・BNG／オランダ自治体金融公庫（自治体、各種公共団体、及び公共事業・住宅政策・厚生・福祉・文化・教育・レクリエーション分野における自治体関連組織・外郭団体等を対象とした銀行。株式組織の形態をとっており、株式資本の半分は国の持ち株、残り半分は市町村を主体として保有され、他に州政府や治水委員会も資本参加している。公共部門への融資額は81,533ギルダー。）
- ・RGF／オランダ自治体財務協議会

(2) VNG の国際協力

オランダでは、1970年代から自治体の他の国々の自治体との国際協力の機運が急激に高まってきた。最初は南米、アジア、アフリカの国々が対象地域であったが、後に東欧諸国

も含まれるようになった。この自治体国際協力は、しばしば民間事業と連携した形で、西欧以外の国々の自治体への支援を行う都市間の姉妹提携の形で実施されてきた。姉妹提携の確立や援助プロジェクトの策定についての支援・助言の要請がますます多くなるなど、VNG では、この 5 年間に自治体国際協力の分野の活動が急激に増えてきた。また、VNG は、様々な地域の地方行政の発展に重点を置くようになっており、VNG 自身がこのようなプロジェクトの資金を提供する場合も出てきている。

関係国際機関

VNG は、国際地方自治体連合（IULA）、IULA の同欧州支部でもある欧州地域地方自治体協議会（CEMR）の活発な会員である。これにより、他の国々の地方行政の発展に遅れをとらずにいることができる。また、欧州の同種の機関と連携し、自治体職員研修センター欧州ネットワークにも参加している。これらの機関と協同で、東欧やアジア、アフリカ、南米における自治体の組織力強化に関する幅広い事業に携わっている。

姉妹提携

会員（自治体）と他国の自治体との姉妹提携の確立がうまくいくよう支援している。姉妹提携の要望があった時に当該自治体の概要が分かるよう、会員自治体の国際事業についての情報収集を行っている。また、姉妹提携の確立や地域での事業の企画について助言を行っている。

情報提供

国際協力分野で活動しているオランダの自治体職員向けに「専門家のための地方と国際」という機関誌を発行している。また、VNG の図書室に自治体国際協力情報センターを設置し、自治体の国際協力についての資料が閲覧できるようにしている。情報センターには、オランダの自治体とアフリカ、アジア、南米及び東欧の国々の自治体との姉妹提携や交流事業の詳細を収録したデータバンクがある。

(3) VNG の国際プロジェクト

最近の VNG の関与は、会員自治体への助言や政策支援にとどまらない。プロジェクトの策定と実施に当たって VNG が積極的な役割を果たすことへの要請がますます増えている。この新たな役割を専門知識をもって果たすために、最近、国際事業課（International Project Unit）が設置された。この課は、VNG の調査部（SGBO）に置かれた。調査部は、過去 30 年間にわたりオランダの地方行政の分野の調査を行ってきてるので、自治体国際協力分野でのプロジェクトの支援と実施のために必要なあらゆる施設と専門的知識を有している。調査部の有する地方行政に関する知識や調査経験と国際事業課の国際的な経験を結合させれば、開発途上国や体制移行国における地方自治体の組織強化への支援に大いに役立つこととなろう。

* 調査部は、1964 年に設置され、現在では、職員数 50 名の本格的な研究及びコンサル

の部門となっている。

顧客

調査部は、自治体、政府機関、準政府機関などの幅広い機関から調査や助言の依頼を受けている。最近、これにEUが加わった。さらに、調査部は、VNG管理部門の依頼による調査を実施することにより、VNGの政策の発展に寄与している。多くの場合、自治体が顧客である。都市のアメニティの条件調査から政策についての助言まで、非常に幅広い分野の要請がある。

政府、特に中央政府は、自治体が直接・間接に関係するプロジェクトや助成プログラムの策定のために調査部の知見や専門的知識を活用している。また、事業評価、データ収集／管理、問題解決などについても要請がある。

ネットワーク

VNGは、長年にわたり、自治体行政の分野で活躍している個人や団体の広範なネットワークをつくってきた。このネットワークにより、自治体間国際協力の分野における「仲介者」の役割を果たすことが可能になっている。国際事業課では、国際プロジェクトのために海外に派遣できる自治体職員のデータバンクを設置し、自治体職員の実務経験の国際プロジェクトでの活用を図っている。

専門的知識

調査部の研究員は、全員大卒者で様々な専門的知識を持っている。40名の研究員は管理科学、社会学、経営管理、オランダの法令、欧州法及び国際法、開発途上国における行政、政治生態学、経済学の分野の業務を担当している。研究員は、自治体経営について幅広い経験があり、国際的なプロジェクトや調査に対応することが可能である。

専門分野

調査部は様々な政策分野の調査を行っているが、なかでも行政組織、住宅、計画、運輸・交通、環境、社会福祉、教育、労働市場、社会保障及び自治体国際協力に重点を置いている。

情報源

調査部は数多くの情報源を持っており、情報が必要となった時は、オランダ中央政府やEUのデータバンク、自治体国際協力のデータバンクなどの関係データベースのすべてにアクセスできる。調査部のデータバンクには、都市や地域の人口統計学的なデータが収録されている。また、調査部は、ほとんどの関係文献を参照できる。さらに、調査部は、調査に関わった人との面談を通じても情報収集を行っている。

(4) 国際事業課の活動

プロジェクト形成

国際プロジェクトの企画に当たっては、その国では何を必要としているのか、パートナーは何を求めているのか、どのようにプロジェクトを策定するのか、所要経費はいくらかかるのかなどの点を予め明確にしておく必要がある。国際事業課では、調査部の研究員や自治体職員が現地調査を行うプロジェクト発掘／形成ミッションを派遣することにより、これらの疑問に答えることができる。この調査をもとに勧告が出される。

プロジェクト管理

国際事業課は地方行政の強化に関するプロジェクトも行うことができる。オランダ政府のプロジェクトに幅広い実績があり、またEUのプロジェクトも数回実施している。

評価

国際事業課は、国際プロジェクトの評価の支援も行っており、既に数度の評価ミッションを派遣している。

研修コース

開発途上国に派遣される自治体職員はその任務について十分研修を積む必要がある。国際事業課は、専門家を選び、国際協力分野や非西欧諸国の地方行政制度の入門コースの研修を行っている。オランダの自治体で研修を受ける外国の自治体職員は、オランダの地方行政の組織と権能、自治体の経営管理、オランダ社会入門を内容とする入門コースで研修を受けることになっている。

自治体国際協力の企画

国際事業課では自治体国際協力の分野で様々な事業を企画・運営してきた。開発途上国や東欧の自治体職員を対象に実地研修を行い、外国の自治体の管理職を対象とした視察研修を行っている。

2.3 VNGの国際協力プログラム

2.3.1 オランダ自治体間開発協力プログラム(NIDCP)

開発途上国における都市化の進行とそれに伴う貧困化は地方自治体にとって大きな問題となっている。多くの地方自治体では、これらの問題への取組みに他の自治体との協力を必要としている。自治体の財務・管理能力の改善を図る上で、国を越えての自治体間の知識・技能の交流が大きな役割を担うこととなる。

このような交流を促進するために、VNGは、オランダ外務省国際協力局の協力のもとに、1991年にオランダ自治体間開発協力プログラム（Netherlands Inter-municipal

Development Cooperation Programme。NIDCP) を創設した。このプログラムにより、オランダの自治体は、開発途上国の自治体からの知識・技能の交流の要請に応えることができるようになった。

NIDCP は、次の二つの要素から構成されている。

1)オランダの自治体職員や自治体管理者から構成される助言ミッションの開発途上国の自治体及び関係機関への派遣（3ヶ月以内）

2)開発途上国の自治体の職員や管理者を対象としたオランダ国内での6ヶ月以内の研修

このプログラムは、上記の助言ミッション派遣とオランダでの研修の費用のみを対象としており、プロジェクトの投資的費用は対象としていない。ただ、VNGによれば、相手自治体への投資的な経費も含むより包括的なプログラムも対象としていく方向にあるとのことである。

このプログラムの資金は、すべてオランダ外務省国際協力局が拠出しておらず、その総額は350万ギルダー（1997年）である。このうちVNGの管理費用（7.5%）を除いた額が自治体に対する助成に向けられている。

助成のクライテリアとしては、①提案が論理的に構成されていること、②提案を提出した自治体が50%の費用負担することが明確であること、③相手国の自治体の書面による要請があることなどである。

外務省は、VNGの決定に干渉しないが、VNGは年2回外務省と会合を持っており、また、外務省に毎年報告書を提出している。1997年に外務省がこのプログラムの評価を行っているので、VNGはその結果を興味深く待っている。VNGは、1998年には700万ギルダーに増額することを外務省に要求することであった。

NIDCPの内容の詳細は以下のとおりである。

（1）目的

専門家派遣と研修は、知識と技能の交流による開発途上国の自治体の組織発展を目的としている。これにより自治体組織や住民との関係の強化や地方事務の質的改善を図る。知識や経験の交流や人的つながりを通して相互理解が深まり、オランダの自治体と途上国の自治体との継続的な協力関係の礎が築かれる。

（2）対象国

バングラデシュ、ブータン、インド、フィリピン、キルギスタン、モンゴル、ネパール、パキスタン、スリランカ、ベトナム、ベナン、イスラエル占領地、ブルキナファソ、エジプト、エリトリア、エチオピア、ガーナ、ギニアビサウ、イエメン、カーボベルデ、ケニア、マリ、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ、南アフリカ、ボリビア、チリ、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、蘭領アンチル、アルバ、ニカラグア、ペルー、スリナム、マケドニア、アルバニア

(3) 政策分野

住宅、衛生、環境、上・下水道、教育、雇用、都市開発、消防、警察、公共事業

(4) パートナー

オランダの自治体、地域、公営企業、開発途上国の自治体関係機関

(5) 専門家派遣

派遣期間は2週間から3ヶ月の短期である。開発途上国の受入部局が受入準備を整え、派遣専門家が現地で行政的なサポートを受けることができ、派遣専門家による勧告やフォローアップの実施に責任をもつコンタクトパーソンが指名されていることが重要である。

これまでの派遣実績は、中南米、アフリカ及びアジアの国々（コスタリカ、エチオピア、ガーナ、ニカラグア、ペルー、フィリピン、南アフリカ等）である。

(6) オランダでの研修

開発途上国からの自治体職員の研修は最大6か月である。研修内容は研修員を派遣する自治体のニーズに合致したものとなる。研修員は、研修を通して習得した知識や技能を同僚に移転することを求められる。研修生は、オランダの自治体の窓口が話す言語を話さなければならない。大部分は英語である。帰国前に研修員はレポートの作成を課される。このレポートは、出身自治体やオランダの受け入れ自治体に提出される。

VNGでは、教室での2週間の研修、オランダの自治体での3週間の実地研修、1週間のアクションプラン作りの特別研修を実施している。この研修は年2回実施している。

これまでの受入国としては、中南米、アフリカ及びアジアの国々（バングラデシュ、チリ、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、ガーナ、インド、ケニア、ニカラグア、ペルー、フィリピン、南アフリカ、スリランカ、スリナム、タンザニア、ウガンダ）がある。

(7) 開発途上国の自治体の経費

オランダの自治体職員を受け入れる開発途上国の自治体側には経費負担はないが、受け入れ自治体は、オランダの派遣職員が業務の実施に必要なものを提供しなければならない。また、受入自治体がオランダの派遣職員のために宿舎の提供を行うことが望ましい。

途上国からの研修員は渡航費（エコノミークラスの航空運賃）、保険、住居、食事の助成を受ける。特別研修プログラムについては、授業料が必要である。

(8) 手続き

オランダに適当なカウンターパートが見つかれば、開発途上国の自治体はこのプログラムに参加できる。当該組織が民営化されていたり、この規定にない異なった形態の組織があれば、最も密接な関係のある地方当局が当該組織に代わって参加申込みを行う。原則として、このプログラムの対象は、オランダ政府が国際協力関係を維持している56ヶ国に限定されている。国によっては、自治体が申し込みを行うに当たって中央政府の許可が必要である。

要な場合もある。

(9) VNG の役割

VNG は、このプログラムのコーディネーターとして、自治体に知識・技能の交流を奨励している。VNG は、需要と供給の調整役を果たしている。また、VNG は、研修員の短期研修やオランダの自治体職員の派遣準備のための研修を実施している。

(10) 協力事例

このプログラムによる協力事例としては、次のものがある。

①アムステルダム（人口 70 万人）とマナグア（ニカラグア。人口 100 万人）

- 破壊された市中心部の復興計画の策定
- 雨水用の排水路の計画策定
- 水道及び塩素処理施設の補修
- マナグアのバス会社の職員の研修

②ロッテルダム（人口 58 万人）とジャカルタ（人口 800 万人）

- 家庭廃棄物の貯蔵施設の計画と建設
- 都市管理のためのコンピュータ施設の改善
- 貨物輸送・配送センターの計画策定
- 公共輸送システムの勧告

③ユトレヒト（人口 23 万人）とレオン（ニカラグア。人口 15 万人）

- 公共住宅プロジェクトと地域の建物群の組織化
- 果樹と日よけ樹木の栽培場の建設
- 流行病登録のための登録簿の始動
- 排水路の改善と維持管理の計画策定
- 都市財政のコンピュータ化

④エデ（人口 94,000 人）とタイ、インド、スーダン

- 研修員の関心に対応した実地研修
テーマは、都市開発、水処理、都市清掃、公共・民間パートナーシップ、都市公共情報システムなどである。
- 研修は、時により、Twente 技術大学やロッテルダムの住宅・都市開発研究所の研修コースとの連携をとっている。

2.3.2 その他のプログラム

VNG 国際事業課は、オランダ自治体開発協力プログラム（NIDCP）のほかにも、さまざまな国を対象として、種々の形態の都市間の協力プログラムを実施している。これらのプログラムのうち、1998年現在で進行中のものは、以下のとおりである。

このうち、NEWS プログラムは、中東欧諸国を介して開発途上国であるニカラグアを支援する3国間の協力プログラムとして知られているが、より詳しい内容については、CLAIR SUMMARY 第26号「3国の地方自治体間の国際協力～NEWS プロジェクト」を参照願いたい。

(1) ザンビアの東部州における地区開発計画の策定と実施

対象国：ザンビア

主要目標：

- ・ザンビアの東部州の農村における生活条件と福祉の改善。この目標は、保健、教育、水、衛生などの社会インフラやサービスを整備し、それらへのアクセスを増大させることや、アクセス道路、穀物貯蔵庫、市場施設などの経済インフラの改善を通じて生産的なポテンシャルを増大させることによって達成される。
- ・参加型の計画づくりのシステムの開発を支援しつつ、州や地区レベルでの職員を訓練することにより、分権化を達成できるように地方政府・住宅省を支援する。
- ・地区の開発プロジェクト実施能力を向上させる。このプロジェクトは、地元の業者の活用を奨励し、実施可能な場合には、地区委員会に収入を得るために貸し出しのできる資産を与えることにより、私企業の発展を刺激する。

実施期間：1995年～1998年

政策分野：総務、財政、会計、税制、公共事業、緑地、人材開発

実施期間：VNG 国際事業課

パートナー：国連資本開発基金（UNCDF）、ザンビア地方政府・住宅省

資金：VNG、UNCDF

事業概要：

VNG は毎年、二人の専門家を4～6週間派遣する。この派遣期間に、地区的当局における予算サイクルの実施についてのアドバイスを行うとともに、東部州の地区的財政当局のチーフたちのための研修プログラムを作成する。その後、これらの対象グループから10人をオランダに招聘して研修を行う。

(2) パレスチナの地方政府の再建への支援

対象国：パレスチナ

主要目標：パレスチナの地方当局によるパレスチナ地方自治体連合（APLA）の設立支援

実施期間：1996年～1998年

政策分野：行政事務、選挙、医療、住宅、都市の法制、廃棄物管理、水道等の行政的事項

実施機関： VNG の国際プロジェクトユニット

パートナー： オランダ外務省 (DGIS) 国際協力局

資金： オランダ外務省

事業概要：

このプロジェクトは、2段階に分けられる。

準備段階

パレスチナのパートナーと運営の構造及び内容について十分に議論し、合意する。この目的は、APLA が支持を得られる環境で健全な組織基盤のうえに設立され、適正かつ専門的な機能を果たすことを確保することである。

運営段階

APLA を正式に設立し、運営を開始する。この目的は、西岸地区とガザ地区のパレスチナの地方自治体の基盤と能力を再建・開発することに直接に寄与するために、これらの地方自治体に対する適切かつ意義のある情報提供と実際的な支援を行うことである。

(3) ベトナムのクアン・ナム・ダ・ナン州における農村基盤開発及び能力開発

対象国： ベトナム

主要目標：

- 基礎インフラを供与することによるクアン・ナム・ダ・ナン州のより貧しい農村地域における貧困の緩和
- 地方政府及びコミュニティ団体の地方のインフラ整備の計画・管理能力の向上

実施期間： 1996 年～1998 年

政策分野： 資金管理、インフラ開発、プロジェクト管理、参加型計画づくり、都市間協力

実施機関： VNG 国際事業課

パートナー： 国連資本開発基金 (UNCDF)

VNG

事業概要：

このプロジェクトのもとに、農村インフラ基金及び農村インフラ開発ユニットが設立される。この基金は、参加の原則及び手続きに従って地方当局が発掘し、計画し、実施し、管理する小規模のインフラ整備プロジェクトへの投資に使用される。この目的のために、地区やコミュニティのスタッフやコミュニティ団体の訓練を実施し、マニュアルやガイドラインを開発する。VNG は次の 3 つの面から協力する。

- ワークショップやプレゼンテーションにより、地区やコミュニティの当局の間の経験の交換を刺激し、地方の当局間の協力の利点を喧伝する。
- スタディツアーにより、参加する地区やコムーンの当局の主要な関係者がインフラの計画及び維持管理における地方当局の役割や、それらの当局の支援において協会が果たす役割についての理解を向上させる。
- 助言のためのミッションの派遣を通じて、都市の予算作成、会計、監査、参加型計画づくり、公共体の評価と管理の分野における実際の経験がクアン・ナム・ダ・ナン州

の地方当局に伝わるようにする。

(4) 地方政府を強化するモルドバの統治・民主化プログラム

対象国：モルドバ

主要目的：モルドバにおける地方政府の自治団体としての地区の機能の強化、地方の開発や統治の問題への地区の対処能力の向上、及びこれらの趣旨に沿った施策の実施のための十分な手段の確保。

実施期間：1996年～1998年

政策分野：財政、会計、税、教育・訓練、プロジェクトの形成及び評価、研究

実施機関：VNG国際事業課

パートナー：国連開発計画(UNDP)

モルドバ共和国大使館

資金：オランダ外務省国際協力局

事業概要：このプロジェクトは、各2週間の二つの研修セミナー及びモルドバの地区の財政担当者向けのオランダにおける研修から構成される。さらに、地区の経済開発政策を評価し、助言するための研究プロジェクトが検討されている。

(5) アルバニアにおける地方政府と市民参加の強化

対象国：アルバニア

主要目標：アルバニアにおける社会経済開発と民主化を刺激するために、地方政府の機能を改善するとともに、地方政府における市民参加を奨励する。

実施期間：1996年～1999年

政策分野：制度開発、分権、市民参加。パイロットプロジェクトを通じて、社会保護、税制、都市ユーティリティ、空間計画等の特定のテーマが対象となる。

実施機関：VNG国際事業課

パートナー：オランダ国際開発協力機関(NOVIB)

オランダ開発機関(SNV)

アルバニア地方政府国家事務局(SSLG)

アルバニア市長会(AAM)

アルバニアNGOフォーラム

資金：オランダ外務省

事業概要：プロジェクトは次の4つの部分から構成される。

① 4つのアルバニアの都市(周辺の地区も含む)に対する技術的・物質的援助。援助は、いくつかのオランダの都市により行われる。

② 地方政府国家事務局(SSLG)への支援。SSLGは、分権化プロセスの主要な監視機関である。この活動には、物的な支援及び主要担当者を対象としたスタディツアーガ含まれる。

③ アルバニア市長会(AAM)への組織的面での支援。AAMは、地方政府と中央政府

との間の媒介者としての機能を果たしうる。この活動は、物的支援、スタッフの強化、知識の移転を対象としている。

④ 地方当局と民間部門が相互に協議し、協力する構造の確立への支援。

VNG は上記の①～③を担当し、SNV は④を担当する。NOVIB は一般的な調整を行う。

(6) 北一東一西一南プログラム(NEWS)

対象国： 中東欧諸国（チェコ共和国、スロバキア共和国、ハンガリー、ポーランド）及び開発途上国（ニカラグア）

主要目標：

- チェコ共和国及びスロバキア共和国並びにポーランド、ハンガリー等の東欧諸国の都市を開発協力に巻き込み、これらの国の都市や市民の間にグローバル意識を喚起する。
- 中東欧諸国、オランダ、ニカラグアの都市や NGO の間の具体的な 3 国間プロジェクトを策定し、実施する。
- 東、西及び南の間で良好な地方統治や市民参加のテーマについての経験の交換を行う構造を確立する。

実施期間： 1996 年～2000 年

政策分野： 一般的テーマは、都市間の国際協力及び公共の情報・通信。具体的な都市間プロジェクトは、ヘルスケア、土地登記、住宅、インフラ、廃棄物管理、訓練・教育等の広範な政策分野に焦点をあてるにことになろう。

実施機関： VNG 国際事業課

パートナー： チェコ N.E.W.S プラットフォーム
スロバキア N.E.W.S プラットフォーム
ニカラグア都市研究所 (INIFOM)
オランダ・ニカラグア都市間連携国家委員会 (LBSNN)

資金： オランダ外務省国際協力局

事業概要：

3 国間協力の経験をもとに、1996 年～2000 年の期間にフォローアッププログラムが策定された。NEWS プログラムは、関係国との間での知識の移転が求められている。ニカラグア（及びその他の開発途上国）の都市を支援するために、中東欧諸国の都市に存在する技術的ノウハウの提供の準備がなされている。オランダにある都市間開発協力及び啓発の知識と経験が中東欧諸国との間で交換される。

1996 年～2000 年の NEWS プログラムは、次の活動要素から構成されている。

- 関係国間の経済的接触
- 参加する中東欧諸国の都市における情報集め及び啓発活動の組織化
- 中東欧諸国、オランダ、ニカラグア（及びその他の南の諸国）の間の三国間にまたがる連携関係の確立
- 具体的なプロジェクトを通じた 3 国の都市間の分野別 3 国間協力。これには、NGO との間の交換プログラム及び関係国間の交換と協力の分野に関する会議、セミナー、

ワークショップの組織を含む。

情報の普及が NEWS プログラムの重要な一部である。チェコ及びスロバキアの両共和国、その他の中・東欧諸国並びにオランダは、具体的な 3 国間プロジェクトを形成するよう求められている。全部で 19 の連携関係を確立し、毎年 19 の 3 国の都市間のプロジェクトを実施することが可能である。3 国間のプロジェクトに対しては、プロジェクト当たり毎年 10 万フローリンの助成を受けることができる。

(7) ウクライナの社会保護

対象国：ウクライナ

主要目標：

既存の社会保護システムの全般的な改革・改善の支援。

- 効果的な社会政策の策定
- ウクライナの財政・金融政策に従いつつ、ウクライナ人が適切な、満足ゆく社会保護に平等にアクセスできるようにすること

実施期間：1996 年～1998 年

政策分野：財政、会計、税、管理、訓練・教育、公共の情報・通信、社会福祉、社会問題、社会の回復

実施機関：VNG 調査・諮問局

パートナー：Hedec (フィンランド)
BMB (オランダ)

資金：欧州委員会第 I 総局の TACIS プログラム

事業概要：

このプロジェクトは、次の事項を念頭に置いている。

- 関係法、管理、訓練等の社会政策や戦略を策定及び実施するために、社会保護分野で活動的な省庁及び関係機関の一般的な能力を向上させること
- より適切かつ効果的な社会保護施策を促進するための社会パートナーシップや集団交渉を強化し、ウクライナの労働市場の発展に寄与すること
- 国民の社会経済的ポテンシャルをモニターするための効果的なシステムの要件を評価するとともに、社会保護システムを質的に管理する方策を開発すること
- 社会保護の訓練・教育政策についての継続的な対話を確立すること
- 社会保護システムの改革に関する国民の意識を向上させるための国及び地方レベルでのマスコミ機能を発展させること